



長野県報

8月28日(木)
令和7年
(2025年)
第637号

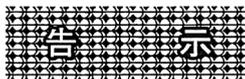
目次

告示

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(障がい者支援課).....	1
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業廃止の届出(障がい者支援課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障がい者支援課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の事業廃止の届出(障がい者支援課).....	3
長野県希少野生動植物保護条例に基づく生息地等保護区の再指定(自然保護課).....	4
保安林の指定施業要件の変更(2件)(森林づくり推進課).....	4
公共測量の実施(3件)(建設政策課).....	5
土地収用法に基づく事業の認定(建設政策課).....	6

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(消防課).....	8
土地改良区の定款変更の認可(3件)(農地整備課).....	10
土地改良区役員の就退任の届出(4件)(農地整備課).....	10
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	12
特定調達契約に係る一般競争入札(教育政策課).....	13



長野県告示第370号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
株式会社アプリコ	アプリコ岡谷	岡谷市赤羽1丁目4番地16	令和7年5月1日	放課後等デイサービス
社会福祉法人八葉会	けいあいフレンズ(中心)	千曲市稲荷山3842番地1	令和7年6月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
株式会社 cec.H	わくわくキッズルーム 佐久南	佐久市前山字中道135番地2	令和7年7月1日	放課後等デイサービス
株式会社 PORT	児童発達支援事業所ふ あいん	塩尻市広丘原新田202番地43	令和7年7月1日	保育所等訪問支援
株式会社 PORT	児童発達支援事業所ふ あいん大門教室	塩尻市大門539番地4	令和7年7月1日	児童発達支援

株式会社 TD	こどもデイ RaSiKu	上田市中之条323番地 6NFビル102号室	令和7年7月1日	放課後等デイサービス
株式会社みらい福祉会	みらいこども伊那イン ター教室	上伊那郡南箕輪村字鳥居 原8283番地2	令和7年7月1日	放課後等デイサービス
就労支援型放課後デイサ ービス株式会社	こどもプラス下之郷教 室	上田市下之郷148番地3	令和7年7月1日	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援

障がい者支援課

長野県告示第371号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害児通所支援の種類
総合療育センターまつもと株式会社	夢を叶える就労トレーニング下之郷	上田市下之郷148番地3	令和7年6月30日	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
一般社団法人くるみ	児童発達支援事業所り とる	諏訪市高島3丁目1339番 地13	令和7年7月1日	児童発達支援

障がい者支援課

長野県告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
株式会社ネクサス	グループホーム傳習館	下高井郡山ノ内町大字佐 野2592	令和7年5月1日	短期入所（空床利用型）
特定非営利活動法人とも そだちプラネット	グラン・ジュテあい工 房	岡谷市中央町1丁目8番 地2	令和7年5月1日	就労継続支援B型
合同会社遊心道	遊心道	上田市住吉531番地2	令和7年5月1日	就労定着支援
合同会社 cocokara サポ ート	グループホーム ココ カラこさと	上田市小里1908番地8	令和7年6月1日	介護サービス包括型共同生 活援助
特定非営利活動法人信州 元気塾	ほっとタイム神畑	上田市神畑乙119番地3	令和7年6月1日	就労継続支援B型
社会福祉法人高水福祉会	未来工房つむぎ 雁木 ふらぎ	飯山市大字南町19番地8	令和7年6月1日	生活介護

一般社団法人ぞうさん	働くぞうさん茅野 Bee 3・生活訓練のぞうさん	茅野市茅野256番地1	令和7年6月1日	自立訓練(生活訓練) 就労継続支援B型
------------	--------------------------	-------------	----------	------------------------

障がい者支援課

長野県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項、第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人高水福祉会	はるかぜ	中野市大字片塩44番地8	令和7年1月13日	地域移行支援 地域定着支援
有限会社とざわ	なないろ	北安曇郡松川村5650番地311	令和7年4月30日	外部サービス利用型共同生活援助
特定非営利活動法人ともそだちプラネット	グラン・ジュテあい工房	岡谷市中央町1丁目8番地2	令和7年4月30日	就労継続支援B型
社会福祉法人木曾町社会福祉協議会	ともえの家	木曾郡木曾町日義2638番地	令和7年5月6日	就労継続支援B型
社会福祉法人木曾町社会福祉協議会	太陽の家	木曾郡木曾町福島5381番地	令和7年5月6日	就労継続支援B型
社会福祉法人木曾町社会福祉協議会	なごみの家	木曾郡木曾町福島2859番地	令和7年5月6日	自立訓練(生活訓練)
NPO法人よろず相談処 Ren	相談処 Ren	木曾郡木曾町福島1789番地1-2	令和7年5月31日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
医療法人回遊会	相談支援事業所 Nakara	上伊那郡飯島町飯島2550番地5	令和7年5月31日	地域移行支援 地域定着支援
アースサポート株式会社	アースサポート上田	上田市常盤城5丁目1番地26	令和7年6月30日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人廣望会	スタジオ CoCo	千曲市上山田3813番地190	令和7年6月30日	就労移行支援
社会福祉法人中野市社会福祉協議会	中野市障がい児者相談支援事業所	中野市大字西条70番地1	令和7年6月30日	地域移行支援 地域定着支援
エフビー介護サービス株式会社	相談支援事業所マーチウインド	小諸市八満68番地1	令和7年7月1日	地域移行支援 地域定着支援
社会福祉法人松川村社会福祉協議会	松川村社協ヘルパーステーション	北安曇郡松川村5650番地19	令和7年7月31日	重度訪問介護 行動援護

障がい者支援課

長野県告示第374号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により、次のとおり生息地等保護区（以下「保護区」という。）の再指定をします。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部守一

1 保護区の名称

開田高原希少野生動植物保護区（末川地区）

2 保護区の再指定目的

開田高原希少野生動植物保護区は、木曾郡木曾町開田高原に位置し、水田や飼料用採草地などの農耕地が大半であり、採草地の部分は火入れと草刈により良好な草原環境が維持されており、希少な動植物が生息している。

しかし、踏み荒らし等により生息環境が悪化しつつあったことから平成27年9月1日から令和7年8月31日まで保護区に指定した。

希少な動植物の生息地として草地の維持管理の継続が必要であることから、再指定を行い希少野生動植物とその生息環境の保全を図る。

3 保護区の指定の区域

木曾郡木曾町開田高原末川3764-2、3769-3、3772-1、3772-2、3774-2、3775-1、3775-2、3783-1、3783-2、3784-1、3784-2、3787-3、3787-9、3787-10、3787-11の一部、3787-42、3787-44、3787-46、3788-12、3788-14及び3789-13並びに旧森林鉄道軌道敷の一部（区域図のとおり）

4 保護区の指定に係る指定希少野生動植物

チャマダラセセリ

5 保護区の指定区分別面積

指定区分	面積
監視地区	1.41ha
規制地区・立入制限地区	0.66ha
計	2.07ha

6 保護区の存続期間

令和7年9月1日から令和17年8月31日まで（10年間）

7 保護区の指定の区域の保護に関する指針

(1) 県は、保護区の指定の区域に看板及び立入規制線を設置し、当該区域が保護区であることを明示することで、一般への注意喚起と普及啓発を図る。

(2) 指定区域の規制地区は立入制限地区と重複させて立入制限を行うとともに、監視地区についても関係者（営農若しくは土地の管理行為を行う所有者等又は地域における保護活動の定着を目的とした学術研究調査、保護活動若しくは環境学習を実施する者であって、所有者、木曾町及び県の下承を得た者をいう。以下同じ。）以外の立入りを制限し、保護区全体で一般者の立入りを制限する。

(3) 特に関係者以外が保護区へ立ち入ることのないよう、希少野生動植物保護監視員等による監視活動を実施し、静ひつな生息環境の保持に努める。

また、関係者が保護区内に立ち入る際は腕章等の所定の表示を行い、立入りを了承された者であることを明確にすること。

(4) 条例で定める保護区指定に伴う規制のうち、次の事項は適用除外事項とする。

ア 土地所有者等による農林業の行為（農林業の一環として行う火入れを含む。）

イ 通常の管理行為若しくは軽易な行為であって規則で定めるもの又はそのための立入り

ウ 非常災害に対する応急措置又はそのための立入り

(5) 農林業の一環として行われていた火入れや草刈は生物多様性の高い環境を維持することに寄与していたことから、指定区域内における火入れや草刈などの保護活動は引き続き継続しながら、希少野生動植物とその生息環境の保護を図る。

(6) 生息環境の維持作業などの保護活動について、県等は外部支援者の確保及び拡大に努め、多様な主体の参加と連携により、地域の保護活動が長期に渡って持続できるような体制づくりに努める。

（「区域図」は、省略し、その図面及び関係書類は長野県環境部自然保護課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

自然保護課

長野県告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡大桑村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡野沢温泉村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び野沢温泉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第377号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、路線測量
- 2 作業期間
令和7年8月7日から令和8年1月13日まで
- 3 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第378号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、路線測量
- 2 作業期間
令和7年8月7日から令和8年1月13日まで
- 3 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第379号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和7年4月25日から令和8年9月30日まで
- 3 作業地域
岡谷市

建設政策課

長野県告示第380号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和7年8月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 起業者の名称
松本市
- 2 事業の種類
浅間温泉庭球公園駐車場拡張整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
松本市大字大村地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）
浅間温泉庭球公園駐車場拡張整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）
起業者である松本市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められる。よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）
ア 本件事業の施行により得られる利益

松本市は、市民の心と身体健康増進のため、市内にスポーツ施設77施設を設置し、市民がいつでもどこでもスポーツに親しむことができる環境の整備を行っている。

本件事業の対象となる「松本市浅間温泉庭球公園」(以下「現庭球公園」という。)は、軟式・硬式テニスができる人工芝コート20面備え、市民のスポーツ活動のほか、各種大会を開催するなど多くの利用者が訪れ、松本市スポーツ推進計画の中核を担う施設のひとつである。

現庭球公園は現在100台の駐車場を確保しているが、週末に行う大規模な大会等の開催時には、1,200人から1,800人程の利用者が集まり、慢性的な駐車場不足が課題となっており、施設周辺では交通渋滞や路上駐車など地域住民の生活環境に支障を来す事態となっている。

また、現庭球公園が令和10年に長野県で開催する第82回国民スポーツ大会の競技会場となっていることから、大会の円滑な運営のためにも駐車場不足の解消は喫緊の課題となっている。

本件事業は、現庭球公園利用者の利便性の向上と安全の確保、交通渋滞解消による地域住民の生活環境の改善のため、新たな駐車場を整備するものであり、地域住民や現庭球公園の利用者や団体からは地域内への駐車場の拡張整備の要望を受けている。

本件事業の施行により、現庭球公園の利用者や地域住民が、安全に施設を訪れ、スポーツに親しむ環境を整備することは、利用者の相互交流の促進、市民の健康増進や体力維持の向上が期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地(以下「本件起業地」という。)は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のAのとおり、駐車場不足による利用者の利便性の低下や周辺地域の慢性的な交通渋滞を解消するため、駐車場を拡張整備する用地を取得する本件事業は、早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松本市住民自治局本郷地区地域づくりセンター

建設政策課